

公害紛争処理手続の主な流れ

公害問題で困った場合

当事者間での話し合い

市町村・県の公害苦情相談窓口

- ・苦情受付
- ↓
- ・原因究明
(当事者からの
事情聴取、測定等)
- ↓
- ・改善策の検討
- ↓
- ・公害の発生原因
者に対する
改善指導

市町村・県の窓口にも相談しても
解決の見通しが立たないものの、
第三者の仲介があれば話し合
いが進展する可能性がある場合

強制的に解決
したい場合

公 害 紛 争

埼玉県
公害審査会

公害等調整委員会

裁判所
(民事訴訟)

公害等調整委員会
が取り扱うもの以外
の事件

- ・重大事件
- ・広域処理事件
- ・県際事件

- ・損害賠償責任の
有無
- ・因果関係の存否

あっせん
調停
仲裁

あっせん
調停
仲裁

裁定
責任裁定
原因裁定

判決

公害紛争処理制度による解決

司法的解決

※公害等調整委員会が取り扱うあっせん、調停及び仲裁の事件について

【重大事件】

大気汚染、水質汚濁により著しい被害が生じ、かつ被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある次の事件

(1)生命、身体に重大な被害が生じる事件

(2)被害の総額が5億円以上の事件

【広域処理事件】

航空機や新幹線に係る騒音事件

【県際事件】

複数の都道府県にまたがる事件